令 和 ８ 年 度

政　策　提　言　書

公益社団法人　隊　友　会
公益財団法人　陸修偕行社
公益財団法人　水　交　会
航 空 自 衛 隊
退 職 者 団 体　つ ば さ 会

〈　目　次　〉

はじめに　……　1
１　憲法の改正　……　2
（１）国の防衛及び国軍保有の明確化
（２）軍事司法制度の整備
（３）緊急事態条項の整備
２　安全保障政策の見直し　……　3
（１）軍事組織への変革／隊員の名誉と誇りのために
ア　自衛隊・自衛官の位置づけの明確化及び名称の変更
イ　「准将」の新設
ウ　天皇陛下拝謁の再開
エ　慰霊顕彰制度の構築
オ　退官者の有効活用と名誉の向上
（２）防衛法制等の見直し
ア　１項・２項地域の区分廃止及び業務従事の拡大
イ　適用除外・特例関係法令の再整備
ウ　警戒監視の本来任務化
３　防衛力の更なる強化　……　6
（１）統合運用の強化
ア　統合運用指針等の明示と徹底
イ　統合教育の拡充
ウ　太平洋正面における防衛体制の整備
エ　教訓活用体制・態勢の強化
（２）戦力組成の転換
（３）新領域及び新たな戦いにおける能力向上
ア　宇宙領域作戦能力の向上
イ　サイバー能力の向上
ウ　無人アセットの運用拡大
エ　無人アセットへの対処能力の構築
オ　ＡＩの積極的活用

（４）情報機能の強化
（５）スタンドオフ防衛能力の実効性向上
（６）継戦能力の強化
ア　作戦基盤の拡大と強靱化
イ　開発・調達の改革
ウ　弾薬のライフサイクル管理
エ　事前集積の推進及び輸送力の強化
４　人的施策改革 ・・・

はじめに

現在、国際安全保障環境は急速かつ構造的な変化に直面している。力による一方的な現状変更の試みは現実のものとなり、主要国間の戦略的競争は一層激化している。ロシア・ウクライナ戦争の長期化、ガザ地区紛争による中東情勢の不安定化に加え、イスラエル・米国とイランの武力紛争の生起、さらにはインド太平洋地域における軍事的緊張の高まりなど、国際秩序を取り巻く不確実性はかつてなく高まっている。とりわけ我が国周辺においては、核・ミサイル能力の急速な増強、軍事活動の活発化、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域を含む複合的な安全保障上の挑戦が顕在化しており、日本の安全保障環境は厳しさと複雑さを帯び、複数正面における同時危機の可能性も現実的な課題として認識されつつある。こうした状況を踏まえ、日本は防衛力の抜本的強化を国家的課題として位置づけ、防衛力整備の加速、反撃能力の保有、統合運用体制の強化、新領域能力の拡充などを進めている。しかしながら、戦略環境の変化の速度は極めて速く、従来の延長線上の取り組むのみでは十分とは言い難い。その様な背景から、戦略三文書見直しも１年前倒しで進んでいると理解する。

本提言は、急激に変化する国際安全保障環境の中で、日本の平和と独立、国民の生命と暮らしを確実に守り抜くため、我が国の安全保障政策及び防衛力の強化について検討し、今後取り組むべき主要な方向性を示すことを目的とするものである。戦略三文書の見直しを念頭に入れつつも、これまでどおり、中長期的な視点で提言をまとめている。提言の柱は「憲法の改正」である。これは我が国の安全保障政策を根本から立て直し、防衛力を真に強化するための基盤となる。よって、提言は憲法改正を前提とし、改正により実現し得る施策に加え、併せて実施すべき安全保障に関する法改正、制度の見直し、そして運用改善等にも言及しており、実現可能なものから取り組んでいく必要がある。

平和国家としての歩みを堅持しつつ、現実の脅威に対して抑止力と対処力を着実に強化し、自由で開かれた国際秩序の維持に主体的に貢献していくことが、今まさに求められている。本提言が、そのための政策議論を深化させ、日本の安全保障体制のさらなる強化に資することを期待するものである。

１　憲法の改正

憲法改正はこれまでも継続的に提言してきたが、自衛隊の存在意義、そして自衛官の名誉と誇りに直結する根源的な課題である。また、現在の安全保障及び防衛上の諸課題も憲法改正によってその多くは解決への扉が開く。その意味で、最も重要視するものとして改めて提言する。

（１）国の防衛及び国軍保有の明確化

国家にとって国内の治安維持とともに国防は、国家の最も基本的な役割とされている。そして、独立した国家として、その存立を安定的に維持することは国際社会における責務の一つとも言える。故に、国民、領土、主権を侵害されるような事態が生起した場合、国家として断固とした姿勢で臨み、必要であれば実力で侵害を排除することが求められる。国際法上、国家が自衛権を有することは当然であり、我が国の政府見解もこれを前提としてきた。他方で、日本国憲法の下では、「戦力」及び「交戦権」をめぐる解釈が多年にわたり繰り返されてきた結果、自衛権の行使及び自衛隊の位置づけについて、国民にとって必ずしも明快とは言い難い状況が続いている。国防議論で多用される「否定されない」、「この限りでない」という極めて消極的で曖昧な状況を解消するため、憲法第９条２項を削除し、国の防衛、自衛権の行使、そのための戦力組織（国軍）の保有について、国民に分かりやすい形で明記することを提言する。これこそが、隊員に本当の名誉と誇りを与えることになる。

（２）軍事司法制度の整備

国軍組織を保有し民主的かつ軍事的に組織管理するためには、軍事機密の観点や軍事組織の特殊性に対応する軍事司法の整備も併せて必要になる。特殊な環境で過酷な任務に当たる構成員に対しては、一般行政組織とは異なる規律や服従、義務を要求することになり、その要求を実効的なものにするため、秩序や規律維持に必要な軍刑法や独自の刑事訴訟法などの法整備が求められる。そして、それを運用する制度として一般司法制度に組み込むような形の軍事司法制度の整備を提言する。

（３）緊急事態条項の整備

国家の緊急事態は様々な態様で生起することが予想される。大規模災害は勿論のこと、外部からの攻撃や内乱、暴動、パンデミックなど、今も世界各地で起きていることが日本国内でも発生することを想定しておくことは必要不可欠である。また、移動手段の高速化、ＳＮＳの浸透、サイバー攻撃など事態の複雑化とともに騒乱のエスカレーション速度も加速している。そのような多様な事態に迅速かつ的確に対応するためには、現行法のみでは限界がある。技術レベルや社会構造の進化とともに予想し難く想定されない各種事態に素早く対応し得る緊急事態条項の整備が必要である。憲法に必要条項を追記するとともに、関連法令の整備等を実施し、手続きの簡素化や法の適用除外など具体化する必要がある。同時に、合理的な範

囲内での行動制限など個人の自由や権利を制限するとともに、業務従事等の義務を課すことも含まれる。また、実効性をもたせるための罰則規定も併せて規定しなければならない。

２　安全保障政策の見直し

（１）軍事組織への変革／隊員の名誉と誇りのために

ア　自衛隊・自衛官の位置づけの明確化及び名称の変更

自衛隊は、国としての自衛権行使を裏付ける実力組織であり、国際的には「軍隊」に相当する組織であると理解されているが、国内的には憲法で保有が禁じられた「戦力」とは認められないため、国民にとって理解しにくい面が残されている。「Self-Defense Force」（自衛隊）という、国際的には奇異にも映る名称がそのことを象徴している。そこで憲法改正も視野に入れ、まずは「Self-Defense Force」（自衛隊）という名称について、国防を担う実力組織に相応しく、国際的にも違和感のない「Defense Force」（「防衛軍」や「国防軍」など※）に変更すべきである。また、これを機に任務の性質上一般の行政官とは異なる危険に身を置く自衛官の職責の特殊性を、その地位や処遇に反映させるべきと考える。現在、自民・維新合意文書に沿って、自衛隊の階級、職種などの呼称を国際標準化することが検討されているが、これに加えて上記のような取り組みを行うことで、憲法改正による組織と任務の明確化を見据えつつも、早急に自衛隊及び自衛官の位置付けや特殊性を明確にすることが期待できる。

※ 憲法改正前は「防衛隊」や「国防隊」、自衛官は「防衛官」や「国防官」等

イ　「准将」の新設

現在は１佐（大佐）の上位が将補（少将）であるが、米軍をはじめとする諸外国の多くは大佐の上位に准将を設定している。共同訓練や国際協議等においては同等階級者間での調整や会合が通例であり、日常の部隊間交流においても双方の指揮官の階級の上下はかなり意識され、准将の新設は公的な場面だけでなく、私的な関係構築にとっても有益と考える。既に国際的な活動などで階級一致の必要性は生起しており、今後、自衛隊の国際間交流が更に進展し、様々な国との連携活動や国際的枠組み等への参加機会の増加を考えれば、「准将」の必要性は益々高まる。また、自衛隊組織内においても、「准将」の存在は上位下位、格付けが現在よりも明確となり指揮統制に役立つとともに、昇任段階が増えることは士気にも良い影響があると考える。このため、現行の将補（二）と１佐（一）のポストを精査し、その幾つかを准将ポストとして設定する

ことが合理的であると考える。現在検討されている階級呼称の変更や俸給表の改定と併せて准将階級の新設を提言する。

ウ　天皇陛下拝謁の再開

自衛隊が軍事組織として位置づけられるためには、憲法改正による組織の位置づけと任務の明確化はその根本となるもので、そのほかにも自衛官用の栄典や勲章の新設なども考えられるが、天皇陛下への拝謁は栄誉と誇りを振作する象徴的なものと考える。以前は、自衛隊高級幹部会同に合わせて一部の幹部が拝謁を許されていたが、諸事情により中止され、その後は行われていない。日本人の誇りであり、国民が敬意を表する、国と国民統合の象徴である天皇陛下に何らかの機会に拝謁の栄誉を賜ることは、自衛隊員にとってこの上ない名誉であり誇りとなるものと考える。

エ　慰霊顕彰制度の構築

我が国は戦後　８０年もの長きにわたり、幸運にも戦争を経験していないため、多くの国民にとって戦死傷者が身近に存在せず、殉職自衛官の慰霊顕彰に対する認識も他国に比して希薄であると言わざるを得ない。戦闘等における戦死傷者及びその家族に対する敬意と感謝を国家として明確に示すことは、国民が同様の認識を持つうえで、また、自衛官自身が職務に対する「名誉と誇り」を自覚する上でも極めて重要である。そのため、戦闘で死亡した自衛官等の慰霊追悼施設の持ち方を検討し、国家的な慰霊顕彰制度を構築するとともに、戦傷者が社会から疎外されることのないよう適切な補償、戦傷者受け入れのための社会インフラの構築や円滑な社会復帰に向けた施設整備、家族支援等に関するより具体的な検討及び施策化を提言する。また、全国に存在する旧軍墓地や追悼施設等の維持整備なども、国家としての取り組みが必要である。

オ　退官者の有効活用と名誉の向上

多様な経験、見識及び国内外での人脈を有する退官者は再就職後も、退官者組織等に所属して現役隊員の支援や安全保障に関する知識の普及、自衛隊に対する理解促進のために様々な活動を続けている。これら活動を更に効果的なものとするためには現役との連携は必須である。また、厳しい人的環境を鑑みれば、現役隊員にとって隊務運営を効率的に実施していくうえで、退官者の有効活用は有効な手段となる。今後は、セキュリティ・クリアランスをはじめとする必要な制度を整備し、現役隊員と退官者の意思疎通や連携協力を深化させて、退官者を平時有事問わず効果的に活用できる態勢を整備すべきである。

また、退官者の名誉向上については、叙勲制度の充実、公的行事への招待、葬送儀礼の充実、国家的記念日での顕彰などを提言するが、具体

的な施策の一つとして、ＯＢの制服着用を挙げる。諸外国では退役者が制服で式典に参加することは珍しいことではない。米軍でも退役軍人の制服着用は公式に認められており、重要な式典や特別の儀式などに現役時の階級章や勲章を付けて参加し、軍人としての威厳を改めて示す機会となっている。これと同様に退職自衛官が、重要な行事や現役時の功績を称える表彰などに制服を着用して参加できるようにすることは、退官者のみならず、それを目にする現役隊員にとっても、自衛官としての名誉と誇りを振作することになる。特に、叙勲に制服で参加することができれば、自衛隊員全体の士気の向上にも繋がると考える。

（２）防衛法制等の見直し

ア　１項・２項地域の区分廃止及び業務従事の拡大

自衛隊法では自衛隊の行動に係る地域（第１項地域）と、それ以外の地域（第２項地域）に区分し、土地等の収用や特定業者に対する業務命令などが規定されている。しかし、現在の分散や機動展開を前提とした作戦様相や日本全土を威力圏内に入れるミサイルや装備品の出現により、地理的区分は意味をなさない。また、同時複数正面の脅威や作戦のスピードを考えれば都度、地域を告示する手法は混乱を招くことが予想される。更には、自衛隊装備品等の維持、補修は民間力に依存している現状を考えれば、自衛隊の行動に係る地域内でのそれら業務支援がなければ自衛隊の作戦に直接影響を与えることは論を待たない。従って、第１項地域と第２項地域の区分を廃止するとともに、業務従事命令の対象となる業種を自衛隊の作戦を支援する業種に拡大し、自衛隊の活動を支援する民間人、企業等に関する補償等についても併せて検討することを提言する。

イ　適用除外・特例関係法令の再整備

自衛隊法雑則では防衛出動や防衛出動待機命令が発出された場合、土地や電気通信施設の利用等、そして道路法や船舶法、航空法など様々な法の適用除外規定が定められており、自衛隊の作戦準備や作戦行動に支障を及ぼさないように考慮されている。これは、事態認定に至らなければ平素どおりの法的制約を課されるということであり、グレーゾーンにおける侵害を狙う脅威には適時に対応することはできない。そもそもサイバー空間等では、この瞬間も様々な攻撃活動が生起しており事態を認定することさえ困難な状況である。これを解決するためには、主管官庁が多岐にわたる法的手続きを簡素化し、事態の急変に迅速な対応を可能とする法令の再整備をすべきである。

また、通信、センサー、電子戦、無人装備品など現代戦で重要な役割を果たすシステムなどの訓練・演習での検証や開発なども電波法や航空

法等の制限によって国内では実施できない状況にあり、能力構築や練度向上に影響を与えている。国民生活への影響を局限しつつ実戦に近い環境で訓練や演習を可能にするため、国内の島嶼部等に特別地域（試験場・訓練場）を設定し、その地域においては、研究開発や訓練・演習等必要な場合、特定の法を適用除外もしくは特例を認める法令を再整備し、対電子戦や対ドローン戦など自衛隊が実態に沿った訓練を実施できるよう提言する。この際、特別地域を国外に求めることも考慮すべきである。

ウ　警戒監視の本来任務化

自衛隊は２４時間態勢で警戒監視を実施しており、陸海空それぞれの関係部隊がその任に当たっている。その中でも、対象国軍隊と対峙し近接する警戒監視は極度の緊張とエスカレートさせない冷静な判断と行動が要求される。そして、警戒監視活動そのものが抑止としての効果を期待する場合も多くなっている。このようなストレス下で実施される警戒監視が、自衛隊法ではなく、防衛省設置法の所掌事務規定を根拠としていることは実態にそぐわない。警戒監視の内容には幅があるものの、危険と隣り合わせの警戒監視がある以上は、現場の隊員が憂いなく任務に専念できるよう、自衛隊の本来任務として自衛隊法第６章に明記することを提言する。

３　防衛力の更なる強化

国家安全保障戦略や国家防衛戦略の見直しによって、統合幕僚監部が作成する「統合運用構想」も必要な見直しが実施されるであろう。それによって、自衛隊の達成すべき目標、保持すべき機能、編制など戦力組成にも変化を及ぼすことが予想される。この際、国際紛争の様相とともに、ロシア、中国、北朝鮮に隣接している我が国周辺の戦略環境、そして中国軍の急速な近代化等を直視し、同時複数正面対処能力、太平洋正面（いわゆる第２列島線）の防衛強化などを反映した内容にしなければならない。

（１）統合運用の強化

ア　統合運用指針等の明示と徹底

現有の「統合運用構想」を今後の戦略文書見直しに応じて、「統合防衛戦略」として改訂し、統合ドクトリンとの関係も整理し直し、それに沿った能力向上や態勢整備を行う必要がある。特に、隷下に常設の統合部隊を有しない統合作戦司令部にとって、教育訓練など能力向上の主体は各自衛隊にある。従って、到達目標やそれを評価する基準なども含めて、陸海空自衛隊で共通の目標たる指針を明示し徹底することは、統合運用能力の基礎となると考える。指針に沿った訓練や演習を実施し、練度向上とともに各種検証をし、それを分析・評価して次の訓練や演習に

反映する、といったサイクルを確立するため、統合運用指針等を明確化し徹底することを提言する。

イ　統合教育の拡充

幹部教育における統合化は着実に進んでいる。特に高級課程における統合教育は大きく進展し、統合幕僚監部勤務を通じての人材養成も重視されるようになった。一方で、初級、中級レベルの統合教育は主として各自衛隊で実施されている。若いうちに自分の所属する自衛隊の知見を拡充し職種技能を身に着けることは重要であるが、同時に統合マインドも若いうちに植え付けることは効果的だと考える。しかも、それはそれぞれの立場で議論し、将来を見据えた人間関係を構築する機会を有する陸海空自衛官が混在する課程教育であるべきと考える。少なくとも指揮幕僚課程等における学生交換や統合教育を更に増やし、統合運用の深化を促進することを提言する。

ウ　太平洋正面における防衛体制の整備

近年、中国の軍事活動は第１列島線を越え広域化するとともに、長時間滞空可能な無人機の活動は常態化している。また、今後の空母就役隻数の増加に伴い、第１列島線を越えての艦載機の活動が増加することも予想されるため、太平洋側の広域に点在する島嶼領域に対する領空侵犯への対処要領の検討を含め、当該領域に対する防空体制を強化することが求められる。そのため、防空識別圏（ＡＤＩＺ）の外側にある太平洋側離島領域を含むようにＡＤＩＺを拡大し、まずは領域防衛の意思を示すべきと考える。そして、海上自衛隊と航空自衛隊の連携を更に深化させ、両者の能力を統一発揮するために統合作戦として対処すべきである。広域の警戒監視については、ＯＴＨレーダーの配備や艦艇、早期警戒管制機等による機動的な対応を行うとともに、将来は宇宙領域からの警戒監視や無人アセットによる作戦についても検討が必要である。また、戦闘機による対処のためには、空中給油による対応を実施するとともに、硫黄島の作戦基盤を強化して機動展開による対処体制の整備も有効な方策である。加えて、Ｆ－３５Ｂを搭載した艦艇部隊による対処要領も具体的に検討する必要がある。そして、有事における防衛作戦の戦略縦深及び米軍の来援ルート確保の意味からも、当該地域内の拠点防護も重要な課題となる。そのためにも、港湾・滑走路の整備、重要アセットの配備や弾薬、燃料の備蓄などを進め、太平洋正面における防衛体制の整備を急ぐべきである。

エ　教訓活用体制・態勢の強化

演習や訓練における教訓はその都度、取りまとめて是正措置をとり、以降の演習等に反映する努力をこれまで実施してきた。しかしながら、

担任する学校や機関の組織体制や能力が十分であったとは言えず、同様の教訓が繰り返し現出することも少なくない。また、各自衛隊間や部隊間の教訓共有が不十分な点もあり、貴重な教訓が十分に活用されてきたとは言えない状況だと思われる。将来の運用のために準備し、効果的な任務遂行に繋げるためにも、統合的な視点で、各種施策の課題を見出し、演習や行動における教訓を速やかに収集・分析・配布するための体制・態勢構築が必要である。併せて、諸外国間で生起している国際紛争等から直接、生の教訓を収集することは、極めて有意義であることから、教訓収集のための要員派遣について検討する必要がある。

（２）戦力組成の転換

自衛隊は発足から紆余曲折を経て現在に至っているが、安全保障環境の変化に伴い任務も大きく変わってきた。また、組織編成、装備品、配置など、任務の変化に応じて進化してきたと言える。しかしながら、ここ数年の自衛隊を取り巻く環境の変化は著しいものがある。戦いの領域も手法も大きく様変わりしており、自衛隊の体制についても今一度見直す必要がある。作戦テンポの速い現代戦や新たな戦い方に移行するとともに、統合作戦司令部の一元指揮を強化するため、より効率的かつ実効的な戦力組成への転換が不可欠である。

（３）新領域及び新たな戦いにおける能力向上

これまで支援領域として扱われてきた新領域は、今や主戦場へと変貌している。また、ドローンなど無人アセットによる作戦行動も補完的位置づけから、作戦の中心を担う時代へと変わっていることは、ロシア・ウクライナ戦争のみならず、中東における紛争、米軍のヴェネズエラ攻撃などからも明らかである。「防衛力の抜本的強化に関する７つの重視分野」にも記載されているとおり、これらを更にスピード感を持って強化していく必要がある。同時に、体制整備だけでなく戦い方の明示が求められる。

ア　宇宙領域作戦能力の向上

宇宙作戦群が宇宙作戦団に改編され、いよいよ宇宙領域把握（SDA）任務が本格的に開始される。そして、今年度末には宇宙作戦団が宇宙作戦集団に格上げされ、全自衛隊にサービスを提供する統合部隊的性格を更に強くする。宇宙領域は通信、ＰＮＴ（測位、航法、時刻）、偵察、ターゲティング、監視、データ移送、地点標定など他領域のあらゆる作戦を支える領域であり、宇宙領域活用の自由度が作戦の成否を左右すると言える。故に、宇宙作戦団の使命・任務を明確にし、宇宙領域作戦の基本を明示する「宇宙作戦ドクトリン」の策定が必要である。また、自衛隊の宇宙領域防衛機能は自衛隊の作戦のみならず、米国や他の同志国の活動にも寄与するものとなる。宇宙領域の安全と安定を確保するため、

米国を中心とする多くの国々や民間企業が連携する様々な枠組みに自衛隊も参加しているが、更に宇宙領域防衛の多国籍作戦への参加なども検討し、宇宙の安定的利用を協力して維持する必要がある。

また、昨年発表された防衛省の「宇宙領域防衛指針」にもあるように、ＳＤＡ、衛星通信、衛星防護、妨害能力だけでなく、宇宙作戦集団への成長を見据えて、軌道戦や航法戦などの能力保持についても進めるべきである。併せて、統合幕僚監部や統合作戦司令部の宇宙担当部署も発展させなければならない。この際、人材を含めた民間力の活用を更に進めることも重要であり、米国防総省やＮＡＴＯが公表しているような「商業宇宙戦略」の策定も忘れてはならない。そして、ＪＡＸＡとの連携も更なる深化が必要である。これまで実現していない、自衛隊による宇宙飛行士訓練支援や、ＪＡＸＡと自衛隊宇宙部署との人事交流などを進め、国の宇宙安全保障構想の実現に繋げることを提言する。

イ　サイバー能力の向上

サイバー対処能力強化法等の成立によって、能動的なサイバー防御実施体制整備の道筋ができ、重要電子計算機に対する通信防護措置という自衛隊の新たな行動類型が創設された。自衛隊は必要な能力構築のため、システムだけでなく人材の確保、育成にも努力せねばならないが、部内努力だけでなく民間との連携、更に言えば、部外力の活用も視野に入れる必要がある。民間技術者を受け入れたり、逆にサイバー自衛官を民間に出向させる等して特殊技能を有したサイバー人材を確保育成すべきである。

強化法では、自衛隊部隊の行動に際して警察との共同措置が定められているため、協働に関する具体的な連携要領の策定が必要である。一方で、緊要な場面になるほど迅速な対応が要求され、一元的な指揮が必要になる。そのため、国家サイバー統括室（内閣サイバー官）による総合調整を超えた指揮統制が求められる。また、軍事作戦としてのサイバー攻撃は武力攻撃事態の認定前から実施される。よって、能動的サイバー防護を自衛隊が一元的に指揮運用するための規定も併せて持たねばならない。また、防衛関連企業のサイバー防護も考慮する必要があり、自衛隊の運用に深刻な影響をもたらさない対応が必要である。

ウ　無人アセットの運用拡大

ロシア・ウクライナ戦争をはじめ、米軍の関与するヴェネズエラでの軍事作戦やイラン攻撃などにおける無人アセットの効果は高く評価されており、今後の紛争等においても無人アセットの活用は益々拡大するものと思われる。既に自衛隊でも情報収集、偵察、監視などの機能を有した無人機などを運用しているが、規模も内容も限定的である。今後は、

自律制御の研究開発を進め、警戒管制、輸送、補給、給油、救難から戦闘に至るまで様々な場面での活用を進めるべきであり、経済性や持続性、高リスク下での任務などを考えても戦力の中核として期待されるアセットになり得る。一方で、無人アセットの運用には信頼性や安全性も要求され、現行の法令に抵触しないように運用するには困難が生じる。よって、無人アセットの運用拡大に備え、既に米国で進められているように、有人アセットを前提とした道路交通法、船舶法、航空法などの法令の解釈や内容を見直すとともに、電波法による運用制限を緩和することが必要不可欠である。これは、無人アセットの訓練や開発にとっても大きな課題である。

エ　無人アセットへの対処能力の構築

既に無人機による偵察活動は常態化しており、無人機を対象とした対領空侵犯措置も増加している。また、グレーゾーンにおけるドローンによる偵察や破壊活動は発進元が国内の場合も考えられ、ドローンの破壊や武器使用が事態認定に依拠するのみでは、対応が遅れることも予想される。作戦基盤を平素から防護し、グレーゾーンにおける攻撃にも迅速に対応するため、ドローン等対処の仕組みを見直す必要がある。自衛隊施設を含む重要施設周辺地域の上空におけるドローン等の飛行は、小型無人機等飛行禁止法によって制限されており、退去など必要な措置を命ずること、さらに一定の条件であれば飛行の妨害や破損などの措置をとることができるとされているが、時間的余裕やドローンの能力を考えると、有効な措置をとるのはかなり困難な状況である。また、港湾に対する水中ドローンの攻撃や無人地上アセットなども含めて考えれば、情勢緊迫時は勿論のこと、平素から妨害や破壊を迅速に実施できるような仕組みにしておくことが、作戦基盤の強靭化にも直結する。更には、対領空侵犯措置や海上における警戒監視等における無人アセットの機能停止や破壊などの基準を持つことも提言する。

オ　ＡＩの積極的活用

現在、ＡＩは様々な場面で活用され、我々の生活を支える力になりつつある。同時に、兵器や軍事システムにおいてもその活用は急速に拡大しており、国家防衛戦略に示す防衛力の抜本的強化の７本柱にもＡＩが重要な役割を果たすことは間違いない。政府は「ＡＩ基本計画」を昨年末に閣議決定し、デュアルユースとしてＡＩの研究開発および利活用の方向性を示す国家戦略として打ち出した。今後、防衛省として、一昨年に策定した、「ＡＩ活用推進基本方針」に定められた、目標探知・識別や情報収集・分析など重点７分野を見直すとともに、ＡＩを防衛態勢に取り入れる明確なコンセプトや制度設計を提示すべきである。無人アセ

ットの自律制御や指揮統制システムにおける意思決定のみならず、新たな戦い方に対応した装備品開発や能力開発にもＡＩによるシミュレーション技術を本格的に導入するとともに、訓練や演習にも積極的に取り入れ地理的や法的な制約を補完するような態勢構築も必要である。また、ＡＩの活用促進には、電力の安定確保が大きな課題である。固定施設のみならず、分散して行動する部隊においてもＡＩを活用できるよう、多様な電源の確保、通信途絶環境下でも活用可能なエッジＡＩの導入等を併せて検討すべきである。

（４）情報機能の強化

国家情報局の創設が予定され、国のインテリジェンス機能向上を進める中で、防衛省情報本部の役割も一層大きなものとなるであろう。その役割に応ずるよう、情報本部の能力向上、機能強化も進めていく必要がある。

既に米国をはじめとする関係国との情報連携も確実に進み、収集や分析もＡＩの導入によって大きく変わりつつある。しかし、任務を取り巻く環境は激変している。エリント（電子情報）やシギント（通信・信号情報）もインターネットの普及などによって、これまでとは異なるソースに重点が移行しているほか、オシント（オープンソース情報）やジオイント（地理空間情報）の比重も高くなっている。また、将来は組織的なヒューミント（人的情報）にも対応することも想定すべきである。いずれにしても各ソースからの膨大なデータ量に対応するにはＡＩの活用を更に進める必要がある。ＡＩによって収集から分析まで実施するとともに、多様な情報ソースを融合し、断片資料を迅速に情報化するためには、組織の見直しも必要である。

機械化する情報業務において、現在の機能ごとの縦割り組織が迅速性や精度を阻害していないかなどの視点で見直すとともに、ターゲティングに関する情報は勿論のこと、戦術的な情報を部隊と共有できるシステム設計なども情報機能強化として提言する。

（５）スタンドオフ防衛能力の実効性向上

スタンドオフ・ミサイルの整備や既存の装備品の長射程化は防衛力の抜本的強化の７本柱の一つとして、官民連携して進めている。同時に、情報収集やターゲティング、指揮統制システム、戦果確認などの機能構築に加えて、攻撃目標に応じた弾頭威力の向上も急がれる。これら有形物を整備するとともに、スタンドオフ・ミサイルの使用基準も策定する必要がある。これらの装備品は反撃能力とともに遠方における拒否能力としての手段であり、一定の抑止力としても期待できる。故に、使用には戦線の拡大等も考えられ、自衛隊の行動のみならず米軍の作戦にも影響を与える重要な決心事項となる。このような戦略的判断は政治的決心が基本となるものの、

一定の戦術的条件では迅速な判断と対応が要求され、このための使用基準の策定は防衛作戦にとって必要不可欠なものである。

（６）継戦能力の強化

ア　作戦基盤の拡大と強靭化

作戦基盤としての基地等施設の強靭化を進めるとともに、代替施設の確保や復旧能力の強化も必要になる。併せて、現在進めている特定港湾・空港指定数の拡大も継続し、平素から訓練等で使用して運用の幅を広げるとともに、柔軟な機動展開を可能にするような、展開地の確保やそのための規制緩和も進めるべきである。

イ　開発・調達の改革

装備品やシステムの開発及び取得には一定の時間を要することは論を待たない。一方で、技術の進展、戦い方の変化などは極めて速く、そして多様な変化を見せており、これらに迅速かつ柔軟に対応するためにはこれまでの手順や手法を抜本的に見直し、研究開発や調達改革を更に進めなければならない。既存のサプライチェーンの維持・強化や民生品の採用などを進めるとともに、企業に対して防衛省・自衛隊が考える装備の研究開発や導入に関する計画を公表し、企業に対する予見性を高めることは、企業自らの努力と投資を促進し、先進的な技術を迅速に装備に適用していくことを可能にする。また、開発途中における要求変更への対応も必要であるし、装備品によっては開発と運用を同時に進め目標とする性能にアプローチする手法も検討すべきである。そして、民生の技術や物品をもっと積極的に取り込む枠組みや、複数企業の協力・協業を促進する施策など、調達の迅速化・多様化も進めていかねばならない。

ウ　弾薬のライフサイクル管理

継戦能力の確保・維持のため有事の弾薬生産能力の拡大施策とともに、平時における弾薬の生産能力を高め、生産量に見合う保管場所を確保し、備蓄量を拡大することが大きな課題である一方で、不要弾薬の廃棄問題が顕在化している。弾薬は一定期間経過後には使用制限が課され、最終的には廃棄せざるを得ない。備蓄の拡大は、将来的な廃棄対象の増加を意味し、その処理に要するコストや人的負担、施設能力の不足、さらには環境規制への対応といった複合的な問題を引き起こす。特に、廃棄処理能力の不足は、期限を迎えた弾薬の滞留を招き、保管リスクの増大や安全管理上の新たな課題を生じさせるおそれがある。

この課題に対応するためには、まず弾薬の調達から保管、運用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体を一体的に管理する仕組みを構築する必要がある。次に不要弾薬の廃棄能力の強化が不可欠である。処理可能な企業の育成、専用施設の整備・拡充、処理技術の高度化などを進め、

平時から一定の処理余力を確保することにより、突発的な処理需要の増大にも柔軟に対応可能な体制を構築する必要がある。さらに、資源循環の観点から、使用期限延長、弾薬の再利用・再資源化などの推進も重要である。環境負荷を低減しつつコスト効率を高める技術の導入を進めることで、単純廃棄から持続可能な処理モデルへの転換を図るとともに、国内企業のみならず、同盟国との技術協力や役割分担の検討も、有効な手段となり得る。

エ　事前集積の推進及び輸送力の強化

作戦基盤の拡大、機動展開、島嶼域での作戦などの要素を考慮すれば、そのための人員、物品の輸送をいかに実施すべきかは大きな課題となる。

自衛隊も南西方面域で事前集積を進めているが、今後は更なる事前集積が必要であるし、新たな集積場所や施設の確保も積極的に推進しなければならない。同時に、継続性と柔軟性を支える輸送力の強化も重要である。特に船舶や航空機の確保と運用は防衛作戦の成否を左右するものとなる。既にＰＦＩ船舶を災害派遣などに活用しているが、各種作戦においては数隻の船舶では全く足りない。今後は、船舶だけでなく航空機もＰＦＩ方式などを導入し確保しておくべきである。もしくは、事態認定前から民間輸送力を活用し、認定後も運用可能な法的枠組みを構築して、必要な輸送力を確保できるよう準備しておくべきである。同時に、戦闘地域等への輸送など高リスク下においては、無人アセットの活用なども推進すべきである。

４　人的施策改革

「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、給与や手当面の処遇改善、生活・勤務環境の改善は、かなりの速度で進展している。今後は、生涯設計の確立に関する施策推進が期待される。これら人的施策は自衛官が職務に専念できる環境を構築するとともに、募集難を改善する効果が期待されるものでもある。この効果を確認するには今後一定の期間が必要となるが、既に直面している人材確保に関する危機的状況を抜本的に改善するためには、更に踏み込んだ施策が必要との考えから以下を提言する。

（１）６５歳雇用の制度化

「高齢者雇用安定法」に基づき、他の国家公務員同様に自衛官も６５歳まで国が責任を持って雇用を保証すべきである。ただし、若年定年制度との整合から、一定の年齢で一旦退官することになるが、この退職者を６５歳までは現役に準じた雇用を可能にする制度（準防衛官（仮称）制度）を新設すべきである。当該雇用に関しては、特定の業務（整備、警備、輸送、

経理補給、教育、研究開発、広報、募集・援護など現役として培った技能を生かせる業務）に従事することを想定するほか、再任用と大きく異なるのは、部隊の定員外で雇用する点にある。また、雇用に際しては、全員に予備自衛官への登録を義務付け、有事における従事を明確にすべきである。この制度により、予備自衛官等の員数の回復も見込まれ、現役自衛官を本来の任務に専念させるとともに、退職者の専門的な知識や技能を再活用し、部隊全体の能力向上に繋げる。

（２）入隊後の優遇措置

給与や手当の改善が進み、任務の烈度や勤務環境などに応じた処遇に近づきつつあるが、民間企業の初任給も増加しており、単純な収入のみで魅力化を進め、人材確保に繋げるのは限界がある。よって、給与面の処遇改善に併せて、医療費や保険、税の優遇などについても検討すべきである。

優遇については任務や勤務地域、行動従事か否かなどで区分化を図ることも必要である。また、遺族年金制度を含め、家族に対する優遇措置（長期保証）こそが、危険を顧みない覚悟で勤務している自衛官を国として遇する手段となる。

また、これとは若干趣旨が異なるものの、現在の自衛隊奨学生制度（貸費学生）の拡大や貸費額の増額に加え、一般大学生等の返済型奨学金を入隊することにより減額もしくは免除する制度も提言する。入隊動機は奨学金の減免であっても、入隊後の教育訓練で自衛隊への理解が進むとともに、国防や安全保障を考える貴重な機会となるに違いない。

（３）退職後の安定した生活保証

入隊者の不安材料の一つに、自衛隊退職後の将来設計がある。非任期制隊員も任期制の隊員も援護により再就職の斡旋は受けられるものの、特に定年まで勤務した退官者が、自衛隊での経験や資格を活かし、処遇も含めた安定感を得ることは極めて困難な現状にある。この退官後の不安が離職や募集に影響を与えていることは否定できない。このような不安を解消し、職務に専念できる環境を整えることは国家の責務である。このため、新たな恩給制度の整備に加えて、隊員の資格取得や大学進学支援だけでなく、退職後のキャリアを保証するため、公務への再就職優先枠を確保したり、企業に法人税優遇措置や目標雇用率を設定するなどして、退職自衛官の雇用を促進させるほか、大学等への優先進学枠の設定など、憂いない自衛隊勤務ができる制度を検討すべきである。恩給の検討も含めて、人生設計も国が責任を持つことが処遇改善の柱と考える。

（４）民間委託の拡大

既に給養、装備品整備、教育など幾つかの業務を民間に委託しており、今後も更に民間力の活用を進めることに異論はなく、この際、思い切った

変革を進めていただきたい。施設管理や厚生・会計のみならず駐屯地・基地業務の多くは民間委託可能であるし、総務や厚生など後方スタッフに加えて研究・開発や気象、宇宙などの技術的職務については民間力を導入しても良いのではないだろうか。勿論、同じ様な職務でも各自衛隊によって事情は異なるし、戦闘部隊、戦闘支援部隊、教育部隊等の任務によっても可不可があると思われるので、特性に応じてその範囲を定めれば良い。定期的な人事異動により、物事の背景や経緯が継承し難い環境も、委託社員を長期連続勤務させることにより解消できる。このような取り組みは米軍では既に実施されており、自衛隊でも採用可能なものがあると考える。

想定している民間力のほとんどは退職自衛官であるので、ＯＢの活躍の場も増える。先に提言した６５歳雇用とは矛盾するように見えるが、６５歳雇用と民間委託をミックスして現役の負担軽減と人員減少に対応するものであり、定年を迎える隊員にとっては、将来の選択肢が増えることにもなる。ただし、このような大幅な拡大をするに当たっては、クリアランスの課題や参入企業の存在などとともに、事態認定時の業務従事の課題なども併せて解消しておかねばならない。

（５）勤務形態の多様化

長時間勤務の抑制、休暇の取得促進、フレックス勤務など自衛隊も働き方改革に沿った努力を継続している。また、再雇用や非常勤雇用などそれぞれの生活状況の範囲内で勤務を継続し、また復帰できる制度の運用も始まっており、これらが離職をある程度抑制しているとの意見もあるが、離職数の増加傾向は変わらない。さて、自衛隊は予備自衛官等の制度は有するが米軍のような多様な予備役制度を持たない。現役自衛官はフルタイム勤務という基本的制約の中で、多様な働き方を模索しているのが現状である。今後、更に多様化する家庭事情、社会環境に対応し、離職せざるを得ない状況を緩和するための改革が必要である。そのため、有事における任務への従事を前提としつつも、各人のライフプランに合った働き方を選択できる制度として、現役自衛官のパートタイム勤務導入も検討すべきである。隊員はフルタイム勤務、またはパートタイム勤務を選択でき、併せて副業も認めるというものであり、パートタイム勤務可能なポストや職種、役職など各自衛隊の状況を考慮した検討のほか、事態認定前後の扱い、経歴管理や評価、昇任、保全などの制度設計も必要となる。

（６）予備戦力の拡充

ア　予備自衛官等の充足向上

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令および災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、避難住民の救援・誘導等、災害救助活動の任務にあたる。こ

のように予備自衛官がその任務を果たすことにより、自衛官が本来任務に専念するための重要な役割を期待されている。

しかしながら、現状は陸海空自衛隊の予備自衛官の充足率は約７割に過ぎず、また第一線部隊員として従事する即応予備自衛官に至っては５割以下の充足状況となっており、員数に対して現員が圧倒的に不足している状況である。予備自衛官等の充足を向上させるために、これまで国として手当の増額などの処遇改善や、訓練招集や任務招集による雇用企業の業務への影響に対する金銭的な補填などの処置が実施されてきたが、充足率の現状を鑑みると十分なインセンティブとなっているとは言い難い状況である。そこで、雇用企業の法人税の税制優遇を図ることや、入札における予備自衛官雇用企業の加点評価を建設工事入札以外にも拡大することを提言する。これにより雇用主が積極的に予備自衛官等を雇用し、国防に積極的かつ直接協力するというインセンティブを喚起するとともに、予備自衛官等が雇用企業で働きやすい環境を生み出すことができると考える。

イ　新たな予備戦力の検討

有事を含む緊急時における人的戦力の確保は、我が国の防衛において大きな課題となっている。加えて、自然災害の激甚化・頻発化に加え、グレーゾーン事態等の蓋然性により、従来の危機対応では十分に対処し得ない状況になりつつある。情勢の緊迫や複合事態に緊急的に対応し、有事に即応可能な体制を構築することは喫緊の課題である。このため、予備自衛官等とは別に予備戦力の更なる確保が必須と考える。例えば、平時は防災対応を主任務とし都道府県知事の下で勤務し、有事等必要に応じて自衛官として、もしくは自衛官と連携して勤務する要員の確保など、各国の州兵的制度等も参考にした検討を急ぐべきと考える。防災対応については、新設予定の防災庁との連携が今後予期されることもあり、このような検討には良いタイミングであると考える。現行の予備自衛官制度との関係を整理し、新たな予備戦力制度の検討を開始すべきである。

（７）海外訓練における保険料の公費負担

日米同盟を中核としつつ、多くの同志国等との連携が深まる中、海外での訓練機会が増加するとともにその規模や期間も拡大している。訓練等で派遣された隊員が、負傷或いは疾病などにより海外で医療機関を利用した場合の医療費は国によって差があるものの、訓練機会の多い米国では極めて高額であるため、海外旅行保険による基本補償ではカバーしきれず、拡大補償加入が必要となる場合がある。しかしながら拡大補償への加入は隊員個々の判断となっているだけでなく、保険料の一部は個人負担となっており、全参加隊員が加入する状況となっていない。そこで、訓練等に参加

する隊員の海外旅行保険への加入費用は個人負担とすべきでなく、国が責任をもって全額を負担すべきである。

5　防衛生産・技術基盤の強化等

（1）防衛産業戦略の策定

国家安全保障戦略において、防衛力の抜本的強化を進めるとともに、経済安全保障の確保、先端技術の育成・保護、及び同盟国・同志国との安全保障協力の深化などを重要な政策課題として位置付けている。これらの取り組みを実効的に推進するためには、防衛装備品の研究開発、生産、維持整備を担う防衛産業基盤を国家安全保障の重要な構成要素として捉え、その持続的な発展と強化を図ることが不可欠である。このため、国家安全保障戦略、防衛力整備計画及び経済安全保障政策と整合した形で、サプライチェーンの強靱化（ＧＯＣＯ方式を含む）、先端技術の活用、防衛装備品移転の拡大、国際共同開発の推進等を柱とする「防衛産業戦略」を策定し、政府、産業界、研究機関が一体となって取り組む体制を構築することが求められる。

特に、防衛装備品の供給体制は、平時における維持整備のみならず、有事における継戦能力の確保に直結する。また、ＡＩ、宇宙、サイバー、無人システム等の先端技術が戦力の中核を担う時代においては、民生分野の技術力を含めた国家全体の技術基盤を安全保障に適切に結びつけることが重要となる。さらに、防衛装備移転による同盟国・同志国との協力拡大は、装備品の相互運用性の向上、研究開発費の分担、サプライチェーンの強靱化といった観点からも重要な意義を有する。防衛装備移転に際しては、国家施策として政府がリードし、各省庁一体となって進めるべきであり、防衛省／防衛装備庁に、その窓口となる専門機関の新設や日本版ＦＭＳ体制構築を検討すべきである。これにより、防衛生産・技術基盤の持続性を確保するとともに、我が国の安全保障協力の幅を広げることにも資する。

（2）関係団体の在り方検討

自衛隊関連団体である隊友会、自衛隊家族会等は設立趣旨に沿って自助努力を続けながら地道な活動を行っているものの、財務状況や発言力などに限界があることに加え、昨今の現役とＯＢの関係の厳格化などもあって支援実態も十分なものとは言えない。

しかしながら隊員を支える貴重な団体としての存在価値は高く、その役割は今後も期待される。加えて、日本では十分に実施されていない安全保障教育や関連知識の普及、情報発信などにおいて、関連団体は様々な行事を企画する等して、その一翼を担っている。これら団体を、防衛力を支える無形の力として更に活用するには、その地位や役割を見直し、防衛省・

自衛隊と一体となって活動できる体制を構築する必要がある。このため、隊友会と自衛隊家族会等関係団体の公的組織への再編とともに防衛省関係部局への人材派遣、自衛隊施設内の事務所の設置なども検討すべきである。

6　日米同盟の進化

（1）拡大抑止の実効性向上

日米拡大抑止に関するガイドラインに沿った、協議やシミュレーションを継続的に行っていくと思われるが、米国との間で核計画協議を必要に応じて実施し、ＮＡＴＯの核シェアリングのように、米国の核計画へ参加することも検討すべき事項の一つである。そして、これまでの政治レベルの協議に加えて戦術的な視点における協議も行うとともに、我が国が米国にとって必然的な拡大抑止の対象になりうる構造を構築する必要がある。加えて、関連する演習や訓練も定期的に実施することで、拡大抑止の実効性を高めることを提言する。

同時に、拡大抑止の議論とは切り離せない非核３原則のうち「持ち込ませず」についての見直しにも取り組む必要がある。核搭載について明言しないことが戦略メッセージになるとの意見もある一方で、搭載を否定も肯定もしないために日本の港に入港できない米軍艦船の存在が、拡大抑止に影響を与えていることも事実である。

（2）日米共同作戦の実効性向上

ア　計画の具体化

日米共同計画については共同計画策定メカニズムの枠組みが設けられているが、戦術的な内容を含む日米対処計画の有無は明らかにされていない。あったとしても明確な方針と具体的な内容が記載されていなければ作戦計画としての意味はない。例えば、米韓連合作戦については計画の存在と概要が公表されており、シナリオ別に３つの作戦計画を有している。必ずしも公表する必要はないが、日米もそのような計画を策定し、共同作戦の実効性を向上させるべきである。計画策定にあたっては、日米の情報見積もりを整合させることが最大のポイントであるとともに、情勢の変化に合わせて定期的な見直しをすることが日米共同作戦の実効性向上に繋がる。

イ　訓練の一体化

自衛隊と米軍は既に多くの共同訓練や演習を積み重ねてきたが、共同対処計画を策定し、それに基づいた訓練や演習を深化させて事態への即応性と効果的な対処につなげていく必要がある。また、国家安全保障戦略に基づく公共インフラ整備の取り組みにおいて「特定利用空港・港湾」の枠組みで、既に多くの空港と港湾が指定されており、平素の訓練から

利用できるようになっている。しかし、これは自衛隊と海上保安庁が対象であって米軍は含まれていない。武力攻撃予測事態になれば特定公共施設利用法に基づいて米軍も公共施設を優先利用できるが、日米共同対処能力を向上させるためには平素の訓練においても米軍が自衛隊と共に公共施設を利用できるようにして訓練の一体化を実現すべきと考える。

昨今では、訓練移転やＡＣＳＡなどの整備によって共同訓練での自衛隊施設の利用や燃料等の融通も進んでいるが、日米地位協定に基づいて米軍に指定された周波数を訓練段階から使用可能にする等、更なる相互連携の深化を進めるべきである。

ウ　指揮統制の連携

米韓連合軍やＮＡＴＯ連合軍と異なり、日米は、それぞれが独立した指揮系統を有し、作戦に当たっては、同盟調整メカニズムに基づく、同盟調整グループや共同運用調整所などで日米調整がされる。しかし、作戦テンポの高速化によって、調整では対応が間に合わないケースが増えている。同時に日米双方の主体性、独立性も担保する必要があり、これらを両立し、日米指揮統制の連携を更に深化するために人的交流を進めるべきである。一部スタッフレベルの交流は行われているが、副司令官級を相互交流する等して、指揮系統の中で相互連携を強化することができれば調整よりもスピード感ある指揮統制が可能になると考える。在日米軍司令部の機能強化も検討されており、これを機に実現することを提言する。

７　国際間協力の推進

（１）２国間及び多国間協力の深化

日米同盟を基軸とし、欧州やアジアなど他国との安全保障における交流、協力関係を推進する。既に訓練や演習などで関係を構築し、共同開発などの技術協力、そして防衛技術移転を通じた運用協力なども進んでいるが、地域的な離隔や平時における運用、国境を越えた課題への対処なども考慮すると、特にサイバーや宇宙分野における協力関係を強化すべきである。そして実効的な共同運用能力を構築していく必要があり、そのための法整備も必要である。

（２）台湾との関係構築

中国の三段階発展戦略によれば２０２７年までに、台湾を武力統一できる能力を持つとの解釈もあり、台湾有事への備えは喫緊の課題である。事態に応じて自衛隊は米軍等の支援や、自国の防衛任務が命ぜられるが、隣接した地域での事態は、支援活動だけでなく探知・発見や識別、対処を含む自衛隊の行動において台湾との緊密な連携が必要になる。また、今後の

邦人輸送や領域警備においても情報共有を中心とした連携が求められる。まずは、平素からの情報交換、共有を目的とした関係構築を進めることを提言する。その際、自衛隊退職者団体を積極的に活用することも考慮すべきである。

結びにかえて

４団体（隊友会、陸修偕行社、水交会、つばさ会）の総意による本政策提言も昨年度１０年目を迎え、本年度は次の１０年への第一歩を踏み出した。防衛行政や自衛隊運用の実務経験者の視点で課題を捉え、陸海空の特性を加味し、各団体の知見を結集して作成した本提言書は、憲法改正を中核に据え、我が国の安全保障政策を根底から再構築することを提言の基盤としており、これが、防衛力強化の出発点である。同時に、その実現には時間を要することを踏まえれば、法制度の見直し、運用の改善、防衛力整備、人材確保、そして同盟・国際協力の深化といった諸施策を並行して着実に推進していくことが現実的かつ喫緊の課題であるとの認識のもと作成したものである。多様な内容については極力焦点を絞るとともに、運用者の視点及び隊員に寄り添った立場での提言に重点を置いた。

現在進められている戦略三文書改訂では、防衛力整備の規模や速度のみならず、運用構想、統合運用体制、新領域への対応、さらには人的基盤の強化に至るまで、総合的な観点から分析評価をし、情勢の急変や将来を見通した、更に現実的で具体的な内容への深化が予想される。防衛力は単に装備や組織の問題にとどまらず、それを支える人材、産業基盤、官民連携、情報等各種機能、そして国民の理解と協力によって初めて実効性を持つものである。特に、自衛隊員一人ひとりが高い士気と誇りを持って任務に専念できる環境の整備は、防衛力の根幹を成すものであり、国家として最大限の配慮と責任をもって取り組むべきである。

国家防衛体制・態勢は一朝一夕に確立できるものではなく、不断の努力と現実に即した改革の積み重ねによってのみ維持強化されるものである。いま求められているのは、先送りではなく決断であり、部分的対応ではなく全体最適の視点に立った国家的取り組みである。本提言が、我が国の安全保障政策に関する建設的かつ実効的な議論を促進し、将来にわたり揺るぎない平和と安定を確保するための一助となることを強く期待する。